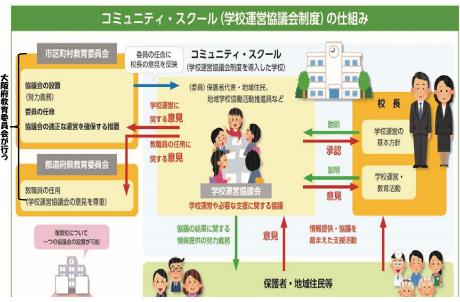
学校運営や学校の課題に対して、より広く保護者や地域の住民の方々が学校運営に参画できるよう

平成30年度より、全府立学校に学校運営協議会を設置します。

※学校運営協議会を設置する学校を「コミュニティ・スクール」と言います。



文部科学省HPより

<国の動き>

平成27年12月

「中央教育審議会答申」

- ・学校運営協議会の設置を努力義務化
- コミュニティ・スクールの推進

平成29年4月

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部改正

・学校運営協議会の設置を努力義務とする

<府の動き>

平成12年~

各校の状況に応じて、学校協議会設置を推進 平成15年

全府立学校に学校協議会が設置された 平成24年8月

「学校協議会」が府立学校条例による設置と なる



学校協議会を 学校運営協議会に移行します

大阪府の学校運営協議会について

	学校協議会		学校運営協議会
法的根拠	府立学校条例		地方教育行政の組織及び運営に関する法律 学校運営協議会の設置等に関する規則(新規策定)
設置	課程ごとに設置できる		学校ごとに設置 但し、分校は本校とは別に設置できる 複数の課程のある学校は、課程ごとに部会を設置できる※
構成員	地域の住民保護者学識経験者その他の関係者		・地域の住民・保護者・学校の運営に資する活動を行う者(同窓会、後援会、近隣の企業等)・学識経験者・その他の関係者
役割	①校長に対して意見を述べる ・学校経営計画 ・学校評価 ・保護者からの意見の調査審議 (教員の授業その他の教育活動) ・その他校長が必要と認める事項		①校長に対して意見を述べる・学校経営計画・学校評価・保護者からの意見の調査審議 (教員の授業その他の教育活動)・学校の運営全般について
			②「基本的な方針」の承認 ・「学校経営計画」のめざす学校像 ・「学校経営計画」の中期的目標
			③職員の任用に関して意見を述べる ・「基本的な方針」に資する事項(特定の個人に係るものを除く) ・大阪府公立学校教職員人事方針等に反しない限度において、 意見を取り扱う

学校運営協議会Q&A

Q 学校運営協議会になって何が変わるのですか?

A 保護者や地域の住民の方々に、より学校運営に参画していただくことになります。具体的には、学校運営の基本的な方針を承認することと、任用に関する意見を言うことができるようになりました。

Q 任用に関する意見については、どの程度言えるのですか?

A 例えば、基本的な方針に「部活動の活性化」がある場合、 「部活動指導に実績のある人がほしい」等の意見を言うことができます。個人を特定する意見を言うことはできません。

※全日制・定時制のある学校はそれぞれ「部会」を設置でき、部会を中心に運営する

Q 大阪府公立学校教職員人事方針等とはどんなものですか?A 人事に関する基本的な方針、人事の取扱い要領を定めたもので、詳しくは府のHP※で見ることができます。

Q 委員の任命はどこがするのですか?

A 校長・准校長の推薦を受けて教育委員会が任名します。 任期は2年、再任は2回までとします。年齢は原則70歳まで、兼務は4校までとします。

* http://www.pref.osaka.lg.ip/kyoshokuin/iinii-kihonhousin/index.html